

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項に規定する会員に関する事項について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、協議会の趣旨に賛同して入会したものとする。

2 会員となる場合は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会員の区分)

第3条 会員を次のように区分する。

(1) 世帯会員

(2) 賛助会員

2 世帯会員とは、世帯で入会した者とする。

3 賛助会員とは、法人及び団体等で入会した者とする。

(会員への報告等)

第4条 会員には、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 本会の予算、決算及び事業の報告。

(2) 本会の発行する機関紙及びパンフレット等の配布。

(3) 本会の実施する各種調査の結果報告。

(4) 本会の実施する大会、講習会及び研修会等への参加。

(会費)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

(1) 世帯会費は、当分の間、地区（地域）社協において決めることとする。ただし、多度地域については300円、長島地域については500円とする。

(2) 賛助会費は、一口1,000円とする。

3 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。